

法務省民二第2861号

平成20年10月28日

法務局民事行政部長 殿

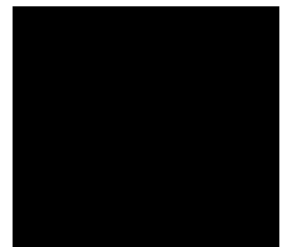
(東京を除く)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

共同担保の抵当権等の信託の登記に係る登録免許税について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨管下登記官に周知方取り計らい願います。



2 不 登 1 第 3 1 7 号


平成 2 0 年 1 0 月 9 日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長

共同担保の抵当権等の信託の登記に係る登録免許税について（照会）
同一の債権を担保するために、数個の不動産等に関する権利（登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号。以下「登免税法」という。）第 1 1 条参照）を目的として設定された先取特権、質権又は抵当権（以下「抵当権等」という。）が信託された場合であって、その抵当権等の信託の登記の申請が、①同一の登記所に同時にされたとき又は②一又は二以上の登記所に時を異にしてされたときのその抵当権等の信託の登記に係る登録免許税の額については、登免税法第 1 3 条の規定に基づく取扱いと同様に、①については、同時に申請された複数の抵当権等の信託の登記を一の抵当権等の信託の登記とみなし、債権金額にその目的となっている権利の種類別に於て登免税法別表第一に掲げる税率（当該目的となっている権利の種類別により税率が異なるときは、そのうち最も低い税率とする。）を乗じて得た額とし、②については、その申請が最初の申請以外のものであることを証する書類を添付してその抵当権等の信託の登記の申請をするものに限って、その抵当権等の信託の登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき 1, 5 0 0 円として差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

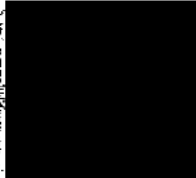
参考：昭和 4 3 年 1 0 月 1 4 日付け民事甲第 3 1 5 2 号民事局長通達



法務省民二第2804号

平成20年10月22日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長 

共同担保の抵当権等の信託の登記に係る登録免許税について（回答）

本月9日付け2不登1第317号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。

なお、この場合に信託の登記と同時に申請する抵当権等の移転の登記の申請の登録免許税は、登録免許税法第7条第1項第3号の規定により非課税となるので、念のため申し添えます。

おって、本件については国税庁と協議済みですので、申し添えます。